

阪大施企第197号  
平成20年2月22日

各研究科長  
各学部長  
附属図書館長  
各附属病院長  
各附置研究所長  
各学内共同教育研究施設長  
各全国共同利用施設長  
安全衛生管理部長  
事務局各部長（監査室長を含む）

殿

大阪大学総長  
鷺田清一

#### 阪大坂における自転車通行禁止について（通知）

阪大坂は、里山環境を生きしながら親しみのある本学へのアプローチ街路を形成するという趣旨（キャンパスマスタープラン）に基づき整備を行い、歩行者や付近住民の方から好評を頂いておりますが、一方では、勾配の関係等により自転車と歩行者が関係する事故が多数発生しております。

このため、看板の設置や交通マナーパンフレット等での注意喚起、警備員による自転車の降車通行の周知などの事故防止対策を実施してまいりましたが、現在は以前の状態に戻り、交通事故の発生を危惧するものであります。

このような状況を踏まえ、歩行者や自転車等運転者の安全確保のため、平成20年4月より、阪大坂を歩行者優先道路とし、大学関係者の自転車及びバイクを含む車両は、別紙のとおり阪大坂の通行並びに石橋門及び弓道場・テニスコート側出入口からの入出構を禁止することとしましたので、関係者への周知方よろしく願いいたします。

# 阪大坂周辺のルール

